

第  
12回

# シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

## 事業承継をスムーズに実現する「遺言」

### 遺言が事業承継で果たす効果は

事業承継を円滑に行い、会社の経営を安定化させるためには、後継者や後継者に協力的な株主に相当数の自社株や事業用資産を集中させることが重要です。

これらの資産を後継者に集中させるために1つの方法として、遺言の活用があります。遺言がある場合には、遺産分割は原則として遺言が優先されるため、事業承継においても遺言を十分に活用すべきです。

経営者の相続時に、自社株や事業用資産を後継者に相続させる旨の遺言書を作成します。

### 遺言の種類と特徴は

遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言および秘密証書遺言の3つがあります。形式不備による無効を避けるうえでは、公正証書遺言がベターであるといえます。

公正証書遺言は、遺言者が原則として証人2人以上とともに、公証役場に出かけ、公証人に遺言内容を口述し、公証人が筆記して作成する方法です。

費用は公証役場の手数料、遺言書の保管は、原本は公証人役場、正本は遺言者本人です。紛失や変造の心配はありませんし、家庭裁判所の検認（開封）は不要です。遺言書が無効になる危険性はありません。

### 遺言書作成にあたっての注意点

#### ① 後継者に自社株などを集中させるとともに遺留分対策を

事業承継を円滑に行う観点からは、自社株や事業用資産を一人の後継者に集中するといった内容とするのが望ましいといえます。

特定の者に財産を集中させるとの遺言を行うには、遺留分に注意しておく必要があります。特に経営者の財産の大部分が自社株や事業用資産の場合、後継者以外の遺留分を侵害する可能性が高いため、遺留分に対する何らかの対策が必要です。

#### ② 配偶者の遺言書を同時に作成する

遺言は、経営者が作成するだけでなく、二次相続も見据えて、配偶者も同時に作成するのが望ましいといえます。配偶者が相続財産の法定割合を相続するケースが多いことに加え、二次相続では両親が亡くなっており、兄弟姉妹間でもめるケースが多いからです。

経営者の配偶者の遺言には、配偶者が先に死亡したケースと、配偶者より経営者が先に死亡したケースに分けて、内容を記載します。配偶者より経営者が先に死亡したケースでは、配偶者が経営者から相続により取得した財産の行方を定めておきます。

#### ③ 遺言書の内容は定期的に見直す

遺言は、何度でもつくり直すことが可能です。経営者の個人財産の状況、税制や法制度の改正、後継者の変更、経営者個人の考え方の変化などに応じ、定期的に見直しを行うことも必要です。

部分的に変更事項のみを訂正することも可能ですが、過去の遺言をすべて紐解かなければ、遺言の内容がわからないのでは元も子もありません。遺言のすべてを書き直し、前回作成した遺言をすべて無効としたほうがいいでしょう。